
任期付職員募集

(沖縄奄美自然環境事務所 慶良間自然保護官事務所)

1. 採用機関及び採用予定人数

環境省沖縄奄美自然環境事務所 慶良間自然保護官事務所 国立公園利用企画官 1名

2. 勤務地

慶良間自然保護官事務所

座間味事務室（沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 座間味村役場 2 階）

渡嘉敷事務室（沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 渡嘉敷村役場 2 階）

※上記 2 事務室のうち、主たる勤務は座間味事務室を想定しており、渡嘉敷事務室については相当程度の勤務を要することが想定されます。勤務頻度等は要相談。

3. 公募の内容

任期の定めのある環境省職員（行政職俸給表（一））として、採用します。

4. 職務の内容

環境省職員として採用後は、国立公園利用企画官として上記の勤務地に配属となり、慶良間諸島国立公園の満喫プロジェクトの担当として、外国人観光客を含む公園利用者に質の高い滞在体験を提供するため、関係者間の調整、エコツーリズムの推進、海域利用等の適正

化、利用環境の整備・維持管理、国立公園利用のブランディング・プロモーション、その他国立公園の保護と利用等に関する業務等に従事します。

具体的には、以下の業務に従事します。

- ①慶良間諸島国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラムに基づく施策の実施
- ②国立公園の利用の適正化やエコツーリズムの推進に必要な地域資源に関する調査、関係者との調整、管理方策の検討・実施に関する業務
- ③国内外に向けた国立公園利用のコンテンツづくりや受け入れ体制構築に向けた地域づくり、ブランディング、プロモーション業務
- ④ビジターセンター、休憩所、標識等の施設の維持管理、利用環境の保全、利用者のニーズに応えた活用方策を検討・実施するための業務
- ⑤国立公園等における自然とのふれあい推進に関する検討・実施に関する業務（利用者指導、イベント開催、情報発信・普及啓発等）
- ⑥上記①～⑤に必要な企画・立案、関連情報の収集・分析、関係機関や民間事業者等との連絡調整、会議への参加・運営等の業務、契約に関する業務、その他上記に関連する業務で、必要に応じて上長が指示する業務

5. 求める人材

以下の（１）～（６）を満たす者。

- （１）民間企業等において以下のいずれかの業務経験を満たすこと
 - ①自然観光資源を活用した地域づくり、エコツーリズムの推進、着地型観光商品の企画造成又は観光事業者等の地域関係者間の合意形成などに関する業務に４年以上従事した経験を有すること
 - ②自然観察・解説、自然公園の利用者指導、環境教育、利用の適正化、利用施設の維持管理その他、自然とのふれあいの推進に関する業務に４年以上従事した経験を有すること
 - ③広く観光業に関する営業、広報若しくは企画、又は、自然公園の利用促進若しくはプロモーションに関する業務に４年以上従事した経験を有すること。
- （２）自然環境の保全及び持続可能な利用又は観光による地域活性化に関する知見を有すること。（特に海域利用に関する知見があることが望ましい。）
- （３）大学卒業後７年以上、短大卒業後１０年以上又は高等学校・中等教育学校卒業後１２年以上の業務経験（大学院での研究業務を含む）を有すること
- （４）一定以上の文章作成能力及び事務調整能力を有するとともに、パソコン操作（メール

送受信(Outlook)・文書作成(Word)・プレゼンテーション資料作成(PowerPoint)・表計算(Excel)・データ整理などが業務において支障なく行えること

- (5) 普通自動車の運転免許を有し、運転ができること
- (6) 心身ともに健康で、採用予定期間（令和9年3月31日まで）中、継続して勤務が可能なこと

6. 採用期間

令和7年4月1日より令和9年3月31日まで（予定）

※採用時期は前後する可能性があります。

7. 身分及び処遇

国家公務員として採用され、国家公務員法(昭和22年法律第120号)に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規程の適用を受けます。

俸給については、一般の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が適用され、初任給は、学歴、職務経験等を考慮し決定されます。

当該給与の他、該当があれば諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当等)が支給されます。

8. 応募資格

上記「5. 求める人材」参照。

この他、以下に該当する方は応募できませんのでご了承下さい。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

- の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神衰弱を原因とするもの以外）

9. 応募締切

令和7年1月24日（金）必着

10. 選考方法

【第1次選考】

審査方法：書類選考

※第1次選考の結果は、応募者全員に通知します。

【第2次選考】

審査方法：面接による人物試験

※第2次選考の日時・場所等は、第1次選考を通過した方に通知します。また、第2次選考の結果は、第2次選考受験者全員に通知します。

11. 応募方法

応募に当たっては、次の文書①～④を【様式①～③】を使用して作成してください。
なお、書類に記載する年度は、すべて西暦か、西暦和暦併記のいずれかとしてください。

様式①履歴書_任期付【氏名】.xlsx

様式②職務経歴書_任期付【氏名】.docx

様式③小論文_任期付【氏名】.docx

①履歴書

※連絡用に携帯電話及び電子メールアドレスを記載のこと。

※複数の事務所への応募を認めている。他に応募している事務所があればその旨も記載のこと。

②過去の業務経験一覧

※これまでの職歴を主な担当業務の内容とともに、時系列で記述のこと。

③小論文

「慶良間諸島国立公園の自然観光資源を活用した①上質な体験の提供、②地域の魅力向上、③適正な利用の推進（保護と利用の両立）（①～③を自由選択）等に向けて、自身が貢献できること」について、800字程度で論述すること。

④その他当該職種への資質を示すために必要な資料

様式①に記載した運転免許証（普通免許以上）(5. (5))、その他国家資格や外国語に関する資格等があれば、それを証するものや成績を示すもののコピーを添付すること。

12. 勤務時間及び休暇

(1) 勤務時間

8時30分から17時15分まで（昼休みは12時から13時まで）

7時間45分／日（週38.75時間）。

上記勤務は、必要に応じ残業があります。

(2) 休暇

週休2日（土・日）、国民の祝日、年末・年始のほか年次休暇、特別休暇（結婚、忌引等）があります。なお、週休日等にイベント等で勤務する場合は、休暇を振り替えることができます。

13. 応募書類送付先及び問い合わせ先

応募書類は電子メールで受け付けます。

- ・件名を「任期付職員（沖縄奄美自然環境事務所 慶良間自然保護官事務所）応募【氏名】」としてください。【氏名】の箇所にはご自分の氏名を記入してください。異なる件名でお送りいただいても受け付けられませんのでご注意ください。
- ・応募書類のファイル名には全て【氏名（ご自身の氏名）】を記載してください。
- ・メール本文には、以下の項目のみ記載してください。
 - 氏名（よみがな）
 - 電話番号
- ・メール送付後は受領確認のため、お電話をください。

送付先

E-mail : okinawa_kankyo@env. go. jp

問い合わせ先

九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所総務課 担当：迫越・中田

電 話：098-836-6400

14. 備考

- (1) 給与等については、学歴、経歴等を勘案して一般職の職員の給与に関する法律に基づき決定されます。
- (2) 採用内定者に選考された場合、健康診断を受診（自己負担、任意の医療機関で実施）し、その結果を提出していただくことになります。
- (3) 採用内定者に選考された場合、最終学歴に係る卒業（修了）証明書及び過去に在籍した会社等への在籍証明書を提出していただくことになります。
- (4) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります。
- (5) 応募書類の返却は行いませんので、あらかじめご了承ください。（責任放棄）